

## ～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 給与制度の総合的見直し
- 5 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 6 最近の人事委員会勧告の実施状況

平成25年10月

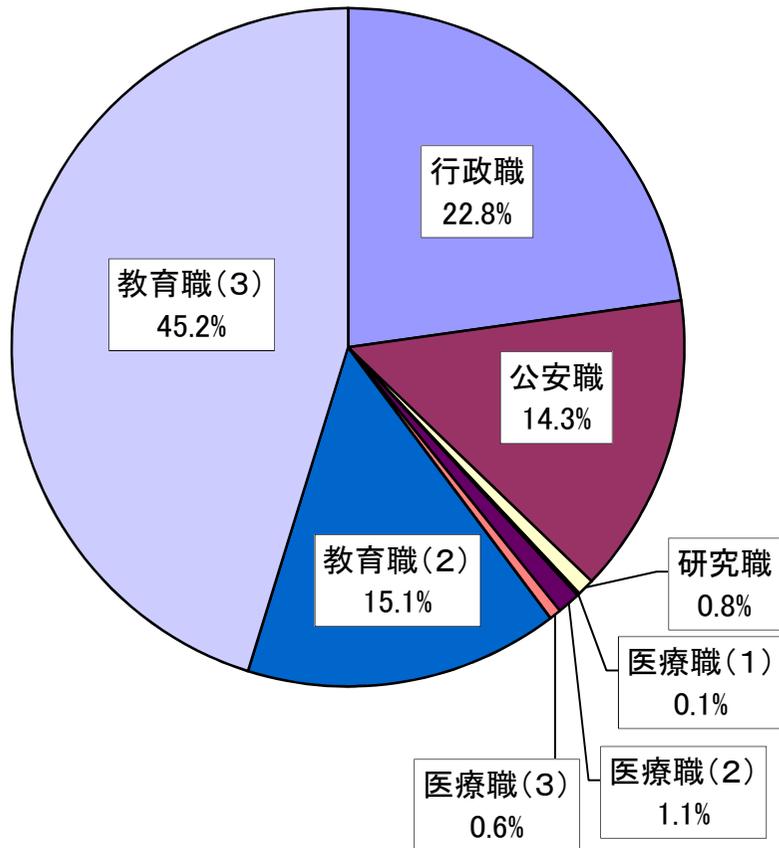
熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、21,036人であり、昨年より14人の減(行政職については、4,793人で46人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳10月であり、昨年より1月若年化しています(行政職については、43歳8月で昨年より3月若年化)

<平成25年 職員構成比>



項目	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,793人	4,839人	▲46人	43歳8月	43歳11月	▲3月
公安職	3,015人	2,984人	+31人	38歳9月	39歳1月	▲4月
研究職	171人	165人	+6人	41歳7月	41歳6月	+1月
医療職(1)	26人	27人	▲1人	48歳6月	48歳9月	▲3月
医療職(2)	234人	244人	▲10人	43歳10月	44歳7月	▲9月
医療職(3)	118人	123人	▲5人	45歳8月	46歳0月	▲4月
教育職(2)	3,173人	3,186人	▲13人	42歳6月	42歳7月	▲1月
教育職(3)	9,506人	9,482人	+24人	46歳0月	45歳9月	+3月
合計	21,036人	21,050人	▲14人	43歳10月	43歳11月	▲1月

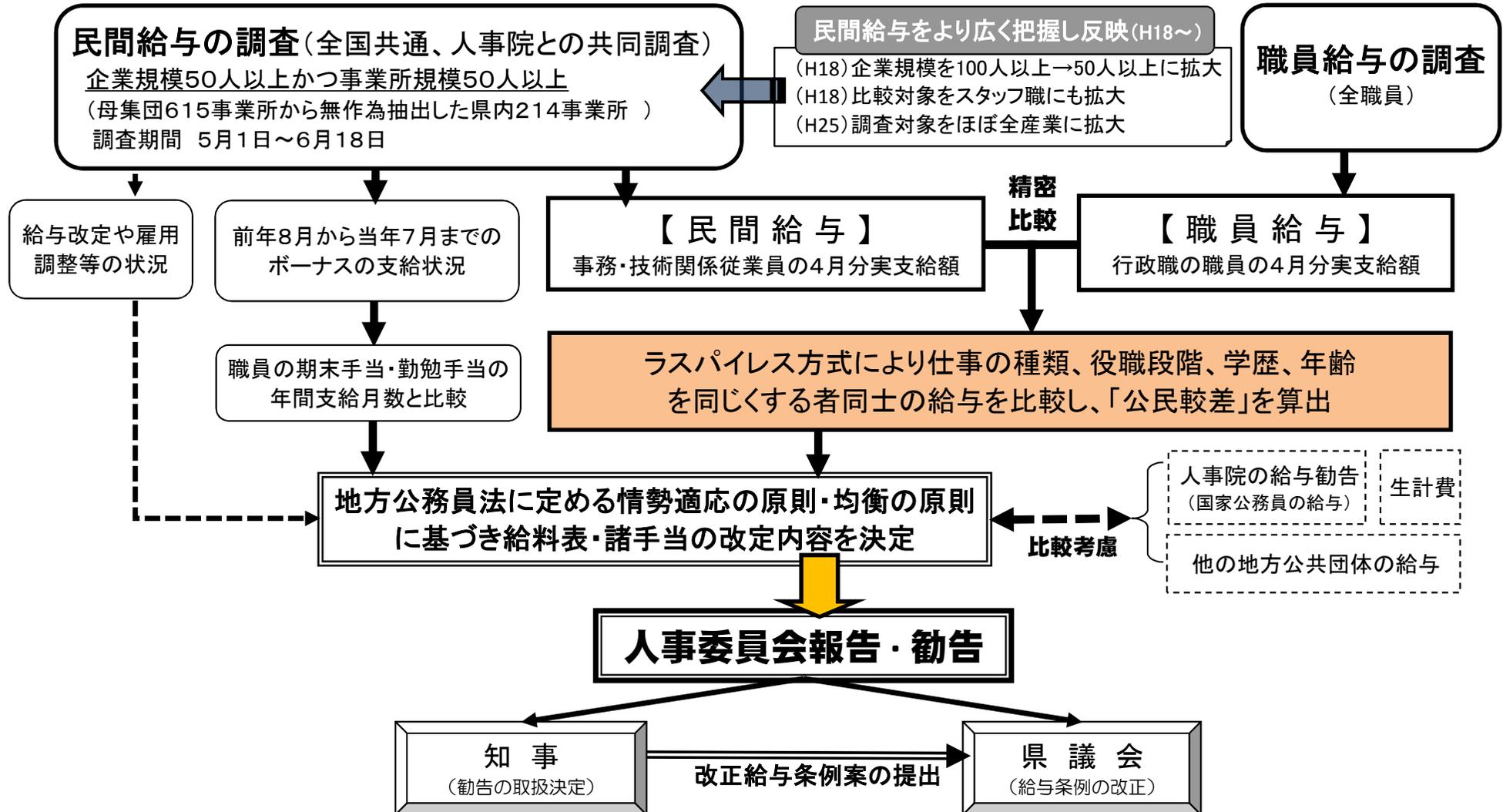
(平成25年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「平成25年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

## 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

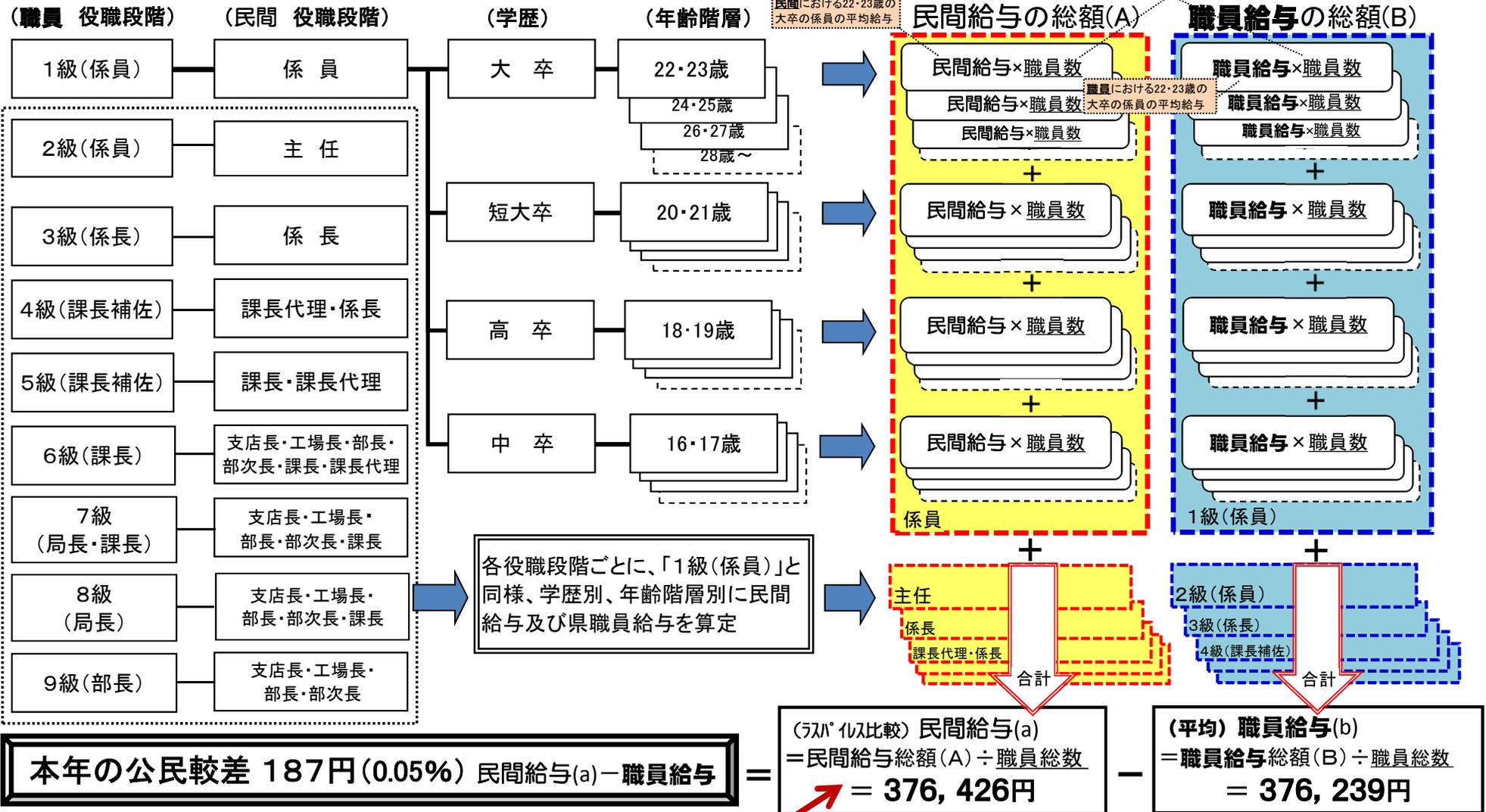


### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。

職員における22・23歳の大卒の係員の人数



◆県内民間事業所の平均給与を職員に支給した場合の支給総額および職員1人当たりの平均額  
◆民間事業所との人員構成の違いによる影響を除くために、給与の主な決定要素である役職・学歴・年齢に関する人員構成を同じにして比較(ラスパイレス比)

## 4 給与制度の総合的見直し(人事院報告事項への注視)

人事院は、平成18年度から平成22年度にかけて段階的に実施した給与構造改革で、地域における公務員給与水準の是正や年功的な給与上昇の抑制等を進めてきたが、我が国の社会経済情勢の変化の下、一層の取組を進めるべき課題が種々生じているとして、国家公務員の給与減額支給措置終了後、俸給表構造、諸手当の在り方を含む「給与制度の総合的見直し」を実施できるよう準備に着手することを、報告しました。

本県の給与制度は国に準じており、給与構造改革も国に準じて実施してきたことから、「給与制度の総合的見直し」についても、本県の給与制度に大きな影響を及ぼすものと考えられるため、人事院における検討状況や国の対応を注視していく必要があります。

### 人事院における具体的な検討課題

#### ① 民間の組織形態の変化への対応

民間企業の従業員の給与の状況をより広く把握するため、基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置づけられる従業員について、来年から官民の給与比較の対象とする方向で検討

#### ② 地域間の給与配分の在り方

地域の公務員給与については、民間賃金の低い地域を中心に、依然として高いのではないかとの指摘があるところ、民間賃金水準が低い方から1/4となる12県(熊本県は含まれない。)を1つのグループとして求めた官民較差と全国の較差との率の差を見ると、2ポイント台半ば。

地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる給与配分の見直しについて検討することとするが、その際、転勤等の人事管理上の要請も含め、同じ国家公務員の中でどこまで差を設けることが適当かという観点も踏まえて検討

#### ③ 世代間の給与配分の在り方

世代間の給与配分を更に適正化する観点から、民間賃金の動向も踏まえ、②の見直しと併せて、50歳台、特に後半層の給与水準の在り方を中心に、俸給表構造の見直しを検討

#### ④ 職務や勤務実績に応じた給与

人事評価の適切な実施と給与への反映、諸手当の在り方等についても、必要な見直しを検討

## 5 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年 齢	家族構成 (扶養親族)	給与月額	年間給与	備 考
係 員	18歳	( 独 身 )	140,100 円	2,048,000 円	新規高卒採用者
	22歳	( 独 身 )	172,200 円	2,518,000 円	新規大卒採用者
	25歳	( 独 身 )	191,200 円	3,050,000 円	
	30歳	配偶者	240,700 円	3,822,000 円	
係 長 級	35歳	配偶者、子1人	292,900 円	4,699,000 円	
	40歳	配偶者、子2人	352,700 円	5,720,000 円	
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	403,500 円	6,541,000 円	
課 長 級	50歳	配偶者、子1人	500,700 円	7,931,000 円	
局 長 級	55歳	配偶者	544,900 円	8,844,000 円	
部 長 級	58歳	配偶者	649,300 円	10,718,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、扶養手当、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています(本年の報告勧告の前後で変更なし。)

[注2] 給与月額及び年間給与は、平成25年7月から実施されている特例条例による減額前の額です。

[注3] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

## 6 最近の人事委員会勧告の実施状況

この10年間における県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額(改定見送り)による年間給与の減少又は据置きが続いています。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	特別給(期末手当・勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成16年 (2004年)	△0.01%	勧告なし	4.40月	—	—	—
平成17年 (2005年)	△0.42%	△0.36%	4.45月	0.05月	△0.4万円	△0.1%
平成18年 (2006年)	0.01%	勧告なし(注1)	4.45月	—	—	—
平成19年 (2007年)	0.17%	0.16%	4.50月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成20年 (2008年)	0.03%	勧告なし(注2)	4.50月	—	—	—
平成21年 (2009年)	△0.28%	△0.27%	4.15月	△0.35月	△15.2万円※	△2.4%※
平成22年 (2010年)	△0.10%	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円※	△1.4%※
平成23年 (2011年)	△0.28%	△0.28%	3.95月	—	△1.7万円※	△0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし(注3)	3.95月	—	—	—
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし(注4)	3.95月	—	—	—

(注1) 月例給・特別給の改定以外の「管理職手当の定額化等に係る勧告」あり

(※ 平成21～22年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注2) 月例給・特別給の改定以外の「医師の初任給調整手当改定等に係る勧告」あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注4) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり